

平成28年熊本地震に関する重点要望

平成28年7月

熊本市

国におかれましては、これまで避難者への生活支援をはじめ、激甚災害の指定、補正予算編成等、熊本地震への機動的かつ迅速なご対応をいただき、深く感謝申し上げます。

本年4月、二度にわたり熊本地域を襲った大地震は、本市においては過去に例を見ないほど甚大な被害をもたらしました。

熊本市においても、各地で地盤沈下や法面崩壊等によりインフラ施設やライフライン等が被害を受けたことに加え、多くの家屋が損壊を受けたことで、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらしております。

また、今回の地震では、住民サービスの維持に欠かせない学校施設や市民病院等の公共施設や、熊本城をはじめとする文化・観光施設も大きな損壊を受けております。

震災から3ヶ月が経過し、応急仮設住宅への入居も進んでいる中、いまだ約1000人の避難者が避難所生活を余儀なくされております。

貴省におかれましては、このような被災地の現状に鑑み、一日も早い復旧・復興に向けた支援措置について、迅速且つ万全の体制により、前例にとらわれることなく取り組んでいただき、被災者や被災地に安心感と復興への希望を与えていただきますことを強く要望いたします。

平成28年7月

熊本市長 大西 一 史

目 次

- 1 学校施設等の復旧について P 1
【文部科学省】
- 2 熊本城の復旧について P 3
【文部科学省】
- 3 熊本市民病院の再建について P 5
【厚生労働省】
- 4 廃棄物の処理に関する支援について P 9
【環境省】

学校施設等の復旧について

【文部科学省】

提案・要望事項

- ① 学校施設等の災害復旧に伴う国庫補助事業費の確保
- ② 学校施設等の避難所としての機能強化に伴う補助対象の拡大等

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況 応急危険度判定結果 163 施設（1,267 棟）中、危険 134 棟
- ・総事業費 150 億円程度

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①国庫補助事業	2/3	国庫補助事業予算の確保	8/10～9/10 程度
② 1) 国庫補助率嵩上げ 2) 対象事業の拡大	1) 1/3 2) -	耐震性の高い施設への建替等の財政措置や、環境整備も含めた復旧や建替えについての補助対象の拡大や補助率の嵩上げ	1) - 2) -

3 要望の内容

- ① 今回の地震により、本市全ての小・中学校が被害を受けており、復旧には多額の費用を要することが見込まれます。早期の復旧を果たすためにも、必要な国庫補助事業予算の確保を求めます。

現在も余震が続く中、避難者から学校施設の安全性について不安の声も上がっております。より安全安心な学校施設であるためには、従来の災害復旧の枠組を超えた考え方が必要です。特に、現在使用禁止としている26校の体育館等に関して、基礎部分の安全性に懸念がある体育館等については、その建替えなど、ご配慮いただきますようお願いいたします。

- ② 被災した学校施設等の復旧は、原形復旧が原則とされていますが、より耐震性の高い施設への建替等についても必要な財政措置を求めます。また、今後も学校施設等を災害発生時の避難所として使用する必要があることか

ら、多目的トイレ、空調設備及び中水道設備の整備等、避難者の保健衛生の確保のための環境整備も含めた改修や建替えについても、補助対象の拡大や補助率の嵩上げを求めます。

また、今後の学校施設の整備についても、避難所としての使用を考慮していく必要があります。特に、本市は夏になれば連日真夏日、猛暑日を記録する気候であることから、学習環境として極めて厳しい環境であるとともに、避難所の生活環境としても非常に厳しい環境となることから、小中学校に空調施設を整備することは極めて重要であると考えております。しかしながら、学校施設の整備には多額の経費を要することから、必要な国庫補助事業量の確保を求めます。

熊本城の復旧について

【文部科学省】

提案・要望事項

- ① 石垣、重要文化財建造物及び再建・復元建造物の復旧に対する全額国庫負担による支援
- ② 文化庁熊本城復旧事務所の設置及び組織横断的な復旧チームの派遣・常駐等

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況
 - 石垣（崩落・膨らみ・緩み）約 23,600 m²
 - 地盤（陥没・地割れ）約 12,345 m²
 - 重要文化財建造物（倒壊・一部損壊・壁破損等）13 棟
 - 再建・復元建造物（瓦落下、一部倒壊等）20 棟
- ・総事業費 564 億円（査定中）
 - ※天守閣・飯田丸五階櫓・本丸御殿以外の重要文化財建造物、再建・復元建造物を除く

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
① 石垣、重要文化財建造物及び再建・復元建造物の復旧に対する財政支援	石垣・復元建造物： 70% 重要文化財建造物： 85%	全額国庫負担	補助率 70%（被災自治体負担全額交付税措置）
② 早期復旧に向けた人的支援	1) ー 2) ー	1) 文化庁熊本城復旧事務所の設置 2) 組織横断的な復旧チームの常駐・派遣等	1) 支援なし 2) 支援なし

3 要望の内容

- ① 熊本城の復旧は、震災復興における象徴となるものですが、その復旧に向けては、長きに亘る歳月と莫大な費用を要するほか、高い専門知識・技術を要することから、被災自治体のみで復旧を進めていくことは非常に困難な状況にあります。

このような中、本市としましては、国所有の石垣・重要文化財建造物についても、国に代わり事業主体となって復旧を行い、熊本城の早期復旧を目指していく所存であります。その復旧に要する経費はあまりに膨大であり、本市が管理団体として復旧を行う場合、現行制度では、災害復旧事業の補助率は石垣・復元建造物で70%、重要文化財建造物で85%が最大です。

そのため、この補助率の嵩上げと本市負担分全額に対する財政支援措置を講じるなど、被災自治体に負担を求めない全額国庫による支援を求めます。

- ② また、石垣と重要文化財建造物が同時に被災し、一体的な復旧が想定される事業が多い中、文化庁のそれぞれの所管課等が合同で現場を確認しながら、具体的な対応方法を協議、対処していくことが文化財保護のみならず効率性や迅速性の面からも重要であると考えております。

そこで、国から自治体職員と連携して復旧作業を進めていく職員を派遣していただき、本市に文化庁の熊本城復旧事務所を設置し、復旧の工法等の決定や技術的な助言を行う職員をパッケージにした組織横断的な復旧チームの派遣・常駐等を求めます。

熊本市市民病院の再建について

【厚生労働省】

提案・要望事項

- ① 移転再建に対する支援
- ② NICU 設置等のための応急復旧に対する支援
- ③ 運営に対する支援
- ④ 人材確保に対する支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 移転再建
 - ・被害状況 建物3棟のうち南館・北館使用困難
 - ・総事業費 新病院建設 約240億円
既存病院解体 約11億円
- ② NICU 設置等
 - ・被害状況 機能停止により、高度な医療措置が必要な妊婦や新生児が
県外の医療機関を利用している状況
 - ・総事業費 既存病院改修 約2.6億円
NICU等の移転・設置 約1.8億円
- ③ 運営支援
 - ・被害状況 現病院の使用制限に伴う診療報酬の激減
 - ・総事業費 精査中
- ④ 人材確保
 - ・被害状況 精査中
 - ・総事業費 精査中

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
①			
1) 国庫補助率嵩上げ	1) 2/3	1) 嵩上げ	1) 2/3
2) 補助対象の拡大	2) 移転再建対象外	2) 「原形復旧」要件 の緩和による移転再 建への適用	2) 移転再建対象外

3) 制度創設	3) ー	3) 地域医療再生基金を活用した施設整備費助成に準じた制度の創設	3) 地域医療再生基金を活用した施設整備費助成に準じた制度
4) 地方財政措置による支援	4) なし	4) 新病院建設に対する国庫補助制度に係る地方負担分等の地方財政措置による支援	4) 1/2 一般会計繰出 ・繰出しに震災復興特別交付税措置
5) 公営企業災害復旧事業債	5) 10年(2年据置) 特別交付税算入率50%	5) 公営企業災害復旧事業債の十分かつ柔軟な適用	5) 25年に延長 (据置5年) 特別交付税算入率50%
②			
1) 補助金による支援	1) 2/3	1) 医療施設等災害復旧費補助金等による支援	1) 2/3
2) 地方財政措置による支援	2) なし	2) 応急復旧に対する国庫補助制度に係る地方負担分等の地方財政措置による支援	2) 1/2 一般会計繰出 ・繰出しに震災復興特別交付税措置
3) 公営企業災害復旧事業債	3) 10年(2年据置) 特別交付税算入率50%	3) 公営企業災害復旧事業債の十分かつ柔軟な適用	3) 25年に延長 (据置5年)
③震災減収対策企業債の創設	なし	震災減収対策企業債の創設など地方財政措置による支援	・資金不足額の補填 ・償還利子の1/2の額を一般会計繰り出し ・繰出しに震災復興特別交付税措置 ・15年償還
④制度創設	なし	基金の創設等による医療スタッフ等の雇用確保に対する支援制度の創設	地域医療再生基金を活用し、医療スタッフの人材流出防止・能力向上等を目的とした研修費用助成

3 要望の内容

- ① 熊本市市民病院の被災状況を調査した結果、建物3棟のうち主要な病院機能を有している南館・北館は、耐震補強しても継続して使用することは極めて困難であることが明らかとなり、地域の新生児医療に貢献しながら市民病院の従前の機能を早急に回復する唯一の手段が移転再建です。総合周産期母子医療を中心とした地域医療における市民病院の役割とその機能の早期回復の必要性、加えて今回の熊本地震による被害の甚大さに鑑み、市民病院の移転再建に対し、「医療施設等災害復旧費補助金」または新たな基金の創設等による手厚い支援を求めます。
- (1) 「医療施設等災害復旧費補助金」の「原形復旧」要件の緩和による移転再建への適用
 - (2) 「医療施設等災害復旧費補助金」の補助率(2/3)のかさ上げ
 - (3) 東日本大震災時と同様の、地域医療再生基金を活用した施設整備費助成に準じた制度の創設
 - (4) 新たな病院建設に対する国庫補助制度に係る地方負担分等について地方財政措置による支援
 - (5) 公営企業災害復旧事業債の十分かつ柔軟な適用
- ② 市民病院の移転再建には一定期間を要することから、再建までの期間、現病院において求められる診療行為を継続するため、可能な範囲で現地の暫定的復旧を行います。当該応急復旧に対する経費についても、「医療施設等災害復旧費補助金」等による支援を求めます。特に、市民病院が機能停止したことにより、これまで48床あった県内のNICUが30床となり、高度な医療措置が必要な妊婦や新生児が県外の医療機関を利用している状況にあります。県内の新生児医療体制を取り戻すためには、被害程度が比較的軽微であった管理棟を改修して、NICU、GCUを移転・設置することが必要です。そのため、このNICU等の移転・設置に係る経費について支援を求めます。
- (1) 現在地で暫定的復旧を行い病院経営を持続するため、現病院の応急復旧に対する「医療施設等災害復旧費補助金」等による支援
 - (2) 現病院の応急復旧に対する国庫補助制度に係る地方負担分等について地方財政措置による支援
 - (3) 公営企業災害復旧事業債の十分かつ柔軟な適用
- ③ 現病院において診療行為が制限されることにより生じる診療報酬の激減とそれに伴う会計収支の悪化を補填するため、震災減収対策企業債の創設

など地方財政措置による特段の支援を求めます。

(1) 現病院における診療行為の制限により生じる会計収支の悪化を補填するため、震災減収対策企業債の創設など地方財政措置による支援

④ 市民病院では、約1,000名（正規700名、臨時300名）の職員を雇用しております。再建中も雇用の確保に努めるとともに、再建後の新たな病院で従来どおりの高度なサービスを提供するために、豊かな知識と経験を有する医療スタッフの確保を図ることが必要です。

しかしながら、他病院への派遣等を行ってもなお、限られた収入しかない状況下においては、その経費を捻出することが困難です。そのため、医療スタッフ等の雇用確保に要する経費に対し、新たな基金の創設等による支援を求めます。

(1) 新たな基金の創設等による医療スタッフ等の雇用確保に対する支援制度の創設

廃棄物の処理に関する支援について

【環境省】

提案・要望事項

- ① 災害等廃棄物処理事業費についての国庫補助率嵩上げ等
- ② 廃棄物処理施設災害復旧事業費についての国庫補助率嵩上げ等

【現状・課題等】

1 被害の状況

- ① 災害等廃棄物処理事業費
 - ・家屋等被害状況 半壊以上 17,162 件。解体撤去申請予約数 6,447 件 (7月5日時点)
- ② 廃棄物処理施設災害復旧事業費
 - 東部環境工場** (廃棄物焼却施設)
 - 集塵機 (バグフィルター)、機器冷却塔、配管、ダクト類の破損により緊急停止 ※現在は仮復旧にて焼却中
 - 西部環境工場** (廃棄物焼却施設)
 - 建屋、進入路、外構の破損
 - 扇田環境センター** (廃棄物最終埋立処分場)
 - 調整池外周法面崩壊、遮水シート破損
 - 秋津浄化センター** (し尿処理施設)
 - 投入室出入口道路陥没、内部施設損壊、移送管等の断裂により搬入停止 ※現在は下水道終末処理場でし尿の緊急受入を実施中

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
① 国庫補助率嵩上げ	1/2	補助率の嵩上げ等、東日本大震災並みの十分な財政措置	1/2～9/10 * 震災復興特別交付税含め全額措置
② 国庫補助率嵩上げ	1/2	補助率の嵩上げ等、東日本大震災並みの十分な財政措置	8/10～9/10 * 震災復興特別交付税含め全額措置

3 要望の内容

- ① 地震発生から3ヶ月以上が経過し、二度の大地震による被害状況が明らかとなる中で、当初想定した以上の家屋が解体対象となる見込みです。そのため、災害廃棄物処理にかかる実質的な自治体の負担が膨らみ、今後の復興の支障となる懸念があることから、災害等廃棄物処理事業費についての国庫補助率の嵩上げなど、東日本大震災並みの十分な財政措置を求めます。

- ② 廃棄物焼却施設（東部環境工場）が、地震により損傷したことから、緊急仮復旧工事を施工しています。この緊急仮復旧工事に加え、本格復旧に要する費用に対して国庫補助率の嵩上げなど、東日本大震災並みの十分な財政措置を求めます。